

8 日 獣 発 第 9 号  
令和 8 年 4 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

このことについて、令和8年4月1日付け感発 0401 第 2 号をもって厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長から、別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、同日付けで、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第73号）が公布され、令和9年3月2日から施行されることについて、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知されたので了知の上、会員に周知されたいとするものです。

改正の趣旨は、狂犬病の予防注射について、令和5年地方分権改革に関する提案募集において、3月2日から 同月 31 日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、併せて、注射時期について通年接種を可能とするよう提案があったことを踏まえ、検討を行った結果、提案どおり、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）を改正するものです。

改正の内容については別添通知のとおりですが、特に運用上の留意点として、以下が示されています。

#### (1) 予防注射の適切な実施について

予防注射の時期の限定がなくなることにより、予防注射の実施間隔が延長することのないよう、少なくとも毎年同時期に1回の予防注射を実施することの徹底について、引き続き、犬の所有者に対して幅広く普及・啓発の広報を行うなど、狂犬病予防対策の一層の推進に努めること。

なお、本改正はこれまで予防注射期間に行っていた周知・啓発活動や集合注射を廃止することを意図したものではない。引き続き、予防注射の実施率が低下することのないよう、市町村や地方獣医師会等関係者と十分に協議をし、自治体の実情に合わせた効率的・効果的な取組に万全を期されたい。

#### (2) 予防注射強化期間の設定について

